

# 第1章 基本的事項

- 1 計画策定の背景
  - (1) 計画の経緯
  - (2) 環境問題の対応に関する動向
- 2 計画の役割・位置付け
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象範囲
  - (1) 対象地域
  - (2) 環境の範囲
- 5 各主体の役割
  - (1) 市民の役割
  - (2) 事業者の役割
  - (3) 市（行政）の役割

## 1 計画策定の背景

## (1) 計画の経緯

郡山市では、これまで「郡山市環境基本条例」に基づき、1999（平成11）年に策定、2004（平成16）年に改定を行った「郡山市環境基本計画」、そして、2010（平成22）年に複雑・多様化する環境問題に対応するために策定した「郡山市第二次環境基本計画」により、環境の保全及び創造に関する様々な施策を推進してまいりました。

また、1998（平成10）年に策定した「環境にやさしい郡山市率先行動計画」について、2001（平成13）年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」における「地方公共団体実行計画」の要件を満たす計画に改定するとともに、2011（平成23）年に「郡山市地球温暖化対策実行計画〈区域施策編〉」を策定し、地球温暖化対策を進めてきたところであります。

そうした中、2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災や、それに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質への不安や電力不足などの問題に直面し、環境やエネルギーに対する私たちの意識を大きく変える契機となりました。こうした背景を踏まえ、エネルギー政策として「地球にやさしい持続可能な活力ある地域づくり」を基本理念のもと「郡山市エネルギービジョン」を2015（平成27）年に策定し、省エネルギーや新エネルギーに関する各種施策にも取り組んでまいりました。

そして今後、ますます複雑・多様化する環境・エネルギー問題に対応するためには、環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現に向けた、より一層の取り組みが、私たち一人ひとりに求められていることから、本市における環境施策をさらに推進し、様々な環境問題に適切に対応していくため、このたび「郡山市第三次環境基本計画」を策定いたしました。

本計画は「環境基本法」の基本理念を踏まえた「郡山市環境基本条例」に基づく、総合的かつ長期的な目標及び施策の方向を定める本市の環境行政の最も基本となる計画であり、本計画に掲げる環境づくりの基本的な考え方や方向性に沿って、具体的・個別的な取り組みを進めてまいります。また、市民・事業者の方々に期待する行動や取り組みについても記述し、各主体による本計画の取り組みの役割を明らかにして、本市の環境保全をより推進してまいります。

先人から受け継いだ恵まれた環境を損なうことなく、より良いものとして次の世代に引き継いでいくため、この計画を基に、一人ひとりが環境の保全及び創造のための具体的な行動に結びつけ、市民・事業者・市（行政）の参加と協働により、力強い運動へと発展させて

いくことが重要であると考えております。そして、こうした取り組みによって、将来の環境都市像『環境にやさしく自然豊かな、住んでいてよかったなと思えるまち』を創造してまいります。

## (2) 環境問題の対応に関する動向

2015（平成 27）年 9 月にニューヨーク国連本部において「国連持続可能な開発サミット」が開催され、「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals「SDGs」）を中核とした「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が加盟 193 国の全会一致で採択されました。これにより、国際社会は、社会・経済に加え環境に関する様々な課題を総合的なものとして認識し、目標である 2030 年に向けて解決のために行動していくという強い意志を共有することとなりました。「SDGs」は、17 のゴールから構成され、このうち、気候変動、責任ある消費と生産、クリーンエネルギー等、多くのゴールが環境に関連するものとなっています。

さらに、2015（平成 27）年 12 月にパリで開催された国連気候変動枠組条約<sup>\*1</sup>第 21 回締約国会議（COP21）において、世界の国々が協調する 2020 年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組となる「パリ協定」が採択され、世界共通の長期目標として産業革命後の世界全体の平均気温の上昇を 2℃より十分下方に抑制することや、主要排出国を含む全ての国が削減目標を含む貢献を 5 年ごとに提出・更新すること、共通かつ柔軟な方法でその実施状況を報告し、レビューを受けること等の目標が、全ての国で共有されることとなりました。また、2017（平成 29）年 11 月にボンで開催された国連気候変動枠組条約第 23 回締約国会議（COP23）では、パリ協定の実施指針に関する交渉や 2018 年促進的対話の基本設計、グローバルな気候変動の推進などが主要な議題として扱われました。

国内においては、2016（平成 28）年 5 月に「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が国会で成立するとともに、「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、国連に登録した温室効果ガス削減に向けた中期目標（2030 年度の温室効果ガス削減目標を、2013（平成 25）年度比で 26.0%減（2005（平成 17）年度比で 25.4%減）とする「日本の約束草案」）の着実な達成とともに、パリ協定を踏まえ、長期的な排出削減を目指すこととなりました。

---

<sup>\*1</sup> 国連気候変動枠組条約：1994 年 3 月に発効した、大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を目的とし、地球温暖化がもたらすさまざまな悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約。温室効果ガスの排出・吸収の目録、温暖化対策の国別計画の策定等を締約国の義務としています。

生物多様性の保全に関する取り組みについては、国は 2012（平成 24）年 9 月に「生物多様性国家戦略 2012-2020」を閣議決定しました。これは 2010（平成 22）年に開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）において採択され、20 項目にわたる生物多様性保全の目標を含む「愛知目標」<sup>※1</sup>の達成に向けたロードマップを示すとともに、東日本大震災を踏まえた今後の自然共生社会のあり方を示しています。

廃棄物の対策については、世界においては経済成長と人口増加に伴って廃棄物の発生量は増大していますが、国内においては、2013（平成 25）年に策定された「第三次循環型社会形成促進基本法」や 2012（平成 24）年に公布された「小型家電リサイクル法」により、循環利用される量は増加しており、循環型社会の形成が進みつつあります。

大気環境については、光化学オキシダントの環境基準の達成状況は全国的に低い状態が続いているとともに、PM<sub>2.5</sub>については、人体への影響が大きいとされたことから、2009（平成 21）年 9 月に「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準」が告示されるなど、『人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準』とし、適宜、見直しが行われています。

環境教育については、国連「持続可能な開発のための教育の 10 年」（Education for Sustainable Development「ESD」）の動きや、学校における環境教育の関心の高まりなどを踏まえ、人間性豊かな人づくりにつながる環境教育をなお一層充実させる必要があることから、2011（平成 23）年 6 月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の改正法である「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」が公布され、2012（平成 24）年 10 月に完全施行されました。この改正法では、地方自治体による推進枠組みの具体化や学校教育における環境教育の充実、環境行政への民間団体の参加及び協働取り組みの推進などが明記されており、従来の体験学習に重点を置く取り組みから幅広い実践的人材づくりへと発展した具体的な規定となっています。

2012（平成 24）年 4 月に閣議決定された国の「第四次環境基本計画」においても、これら地球温暖化、生物多様性、廃棄物の問題への対応を目指すべき社会である「低炭素社会<sup>※2</sup>」、

---

<sup>※1</sup> 愛知目標：生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）において、長期的には、2050 年までに「自然と共生する世界」を実現することを目指すことが確認された一方、短期的に生物多様性の損失を止めるため、2020 年までに実施する効果的かつ緊急の行動として設定された、20 の個別目標のこと。

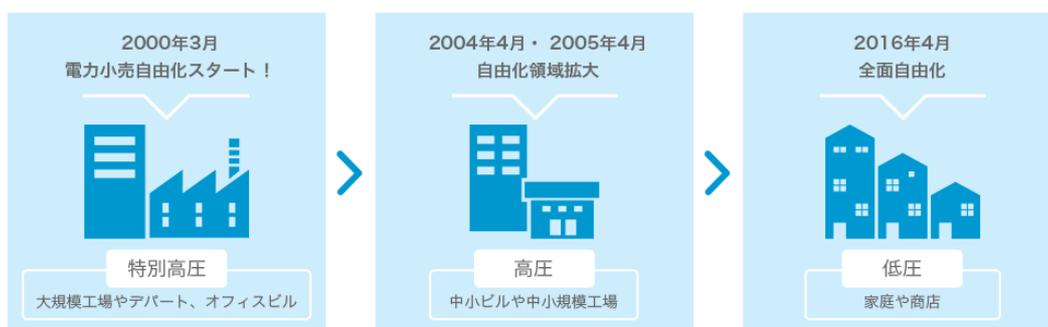
<sup>※2</sup> 低炭素社会：地球温暖化の原因である CO<sub>2</sub>（二酸化炭素）などの温室効果ガスの排出を、自然が吸収できる量以内にとどめることを目指す社会のこと。

「自然共生社会」、「循環型社会<sup>※1</sup>」として定め、その達成に向けた取り組みが進められており、福島県においても、深刻化する地球温暖化に対する施策の動向や除染の進捗状況を踏まえ、2017（平成29）年3月に「福島県環境基本計画（第4次改定）」を策定し、基本目標である「安心して暮らせて、自然と共生する『新生ふくしま』」の実現に向けた取り組みが進められています。

### コラム

これまで家庭や商店向けの電気は、各地域の特定の電力会社（東北電力等）だけが販売しており、電気をどの会社から買うか選ぶことはできませんでしたが、2016（平成28）年4月1日から電力の小売全面自由化となり、全ての消費者が電力会社や料金メニューを自由に選択できるようになりました。

これからは、既存の電力会社だけでなく、ガス会社、通信会社、鉄道会社、ハウスメーカーなど業種を問わず様々な事業者から電気を購入できるようになったため、ライフスタイルや価値観に合わせ、自分に合った電気を選べるようになりました。



電力の小売自由化の歴史(出典:資源エネルギー庁)

<sup>※1</sup> 循環型社会：廃棄物の発生を抑制するとともに、有益なものは資源として活用し、残った廃棄物の処理を適正に行うことで、天然資源の消費を抑制して、環境への負荷をできる限り減らす社会のこと。

## 2 計画の役割・位置付け

「郡山市環境基本計画」は「郡山市環境基本条例」に基づき、本市の環境行政に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。

また、本市の最上位計画である「郡山市まちづくり基本指針」の環境施策を実現するための計画としても位置付けられており、本市のさまざまな分野と連携しながら総合的・横断的に取り組む計画となっています。

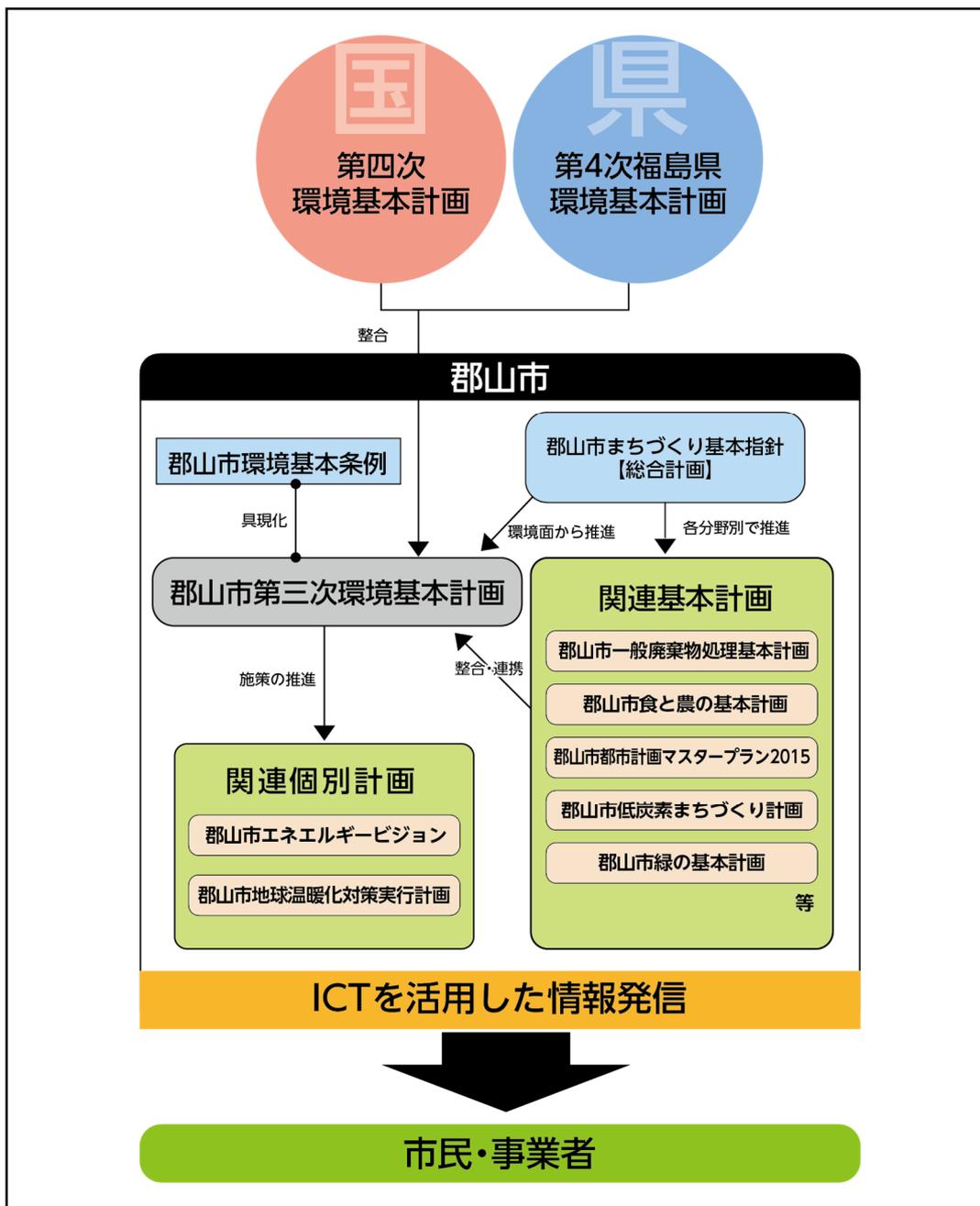


図1-1 計画の位置付け

### 3 計画の期間

本計画期間は「郡山市まちづくり基本指針」と整合性を図るとともに、社会情勢の変化にも柔軟に対応するため、計画期間を 2018（平成 30）年度から 2021 年度までの 4 年間とします。

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
環境基本計画	← 第三次 →				← 第四次（予定） →			
郡山市 まちづくり 基本指針 【総合計画】	← 第一階層 公共計画（8年） →							
	← 第二階層 行政計画（4年） →				← 第二階層 行政計画（4年） →			

### 4 計画の対象範囲

#### （1）対象地域

郡山市全域を本計画の対象地域とします。なお、近年の環境問題は大気や水質などにおいて、行政区域を越えた環境負荷が発生し、地域が一体となって取り組むことが求められることから、周辺自治体や国・県と連携を図り、本市の役割を明らかにします。

#### （2）環境の範囲

本計画で取り組む環境の範囲は、「郡山市環境基本条例」における考え方を基本とし、次のとおりとします。

生活環境	大気環境、水環境、土壌環境、有害化学物質など
自然環境	森林、農地、動植物など
都市環境	緑地、公園、水辺など
地球環境	気候変動（地球温暖化）対策、エネルギー対策、資源の循環など
環境保全活動	環境教育、環境学習、市民参加活動など

## 5 各主体の役割

本計画を効果的に推進するためには、市民、事業者、市（行政）といった各主体が、それぞれの立場において環境の保全に対する責務を認識し、相互の連携によって環境への負荷を低減するための取り組みを進める必要があります。

### （1）市民の役割

市民は、日常生活における環境への負荷を少なくするよう、これまでのライフスタイルの見直しが求められています。そのためには、市が実施する環境施策への協力をはじめ、地域における環境保全活動へ積極的に参加するなど、環境に配慮した取り組みが期待されます。

### （2）事業者の役割

事業者は、環境関連法令に基づく規制基準等を遵守するとともに、事業活動が環境に与える影響を認識しなければなりません。環境への負荷を低減するために、良好な環境保全の創出に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策への協力や環境保全活動への参加または支援など、市や市民との協働による取り組みが期待されます。

### （3）市（行政）の役割

市は、環境保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。

また、市民、事業者が行う環境保全活動に対して多方面から支援するとともに、率先して自らの事務・事業に伴う環境への負荷の低減に努めてまいります。

さらに、広域的な取り組みを必要とするものについては、国・県及び近隣市町村、関係団体と連携・協力を図りながら推進してまいります。

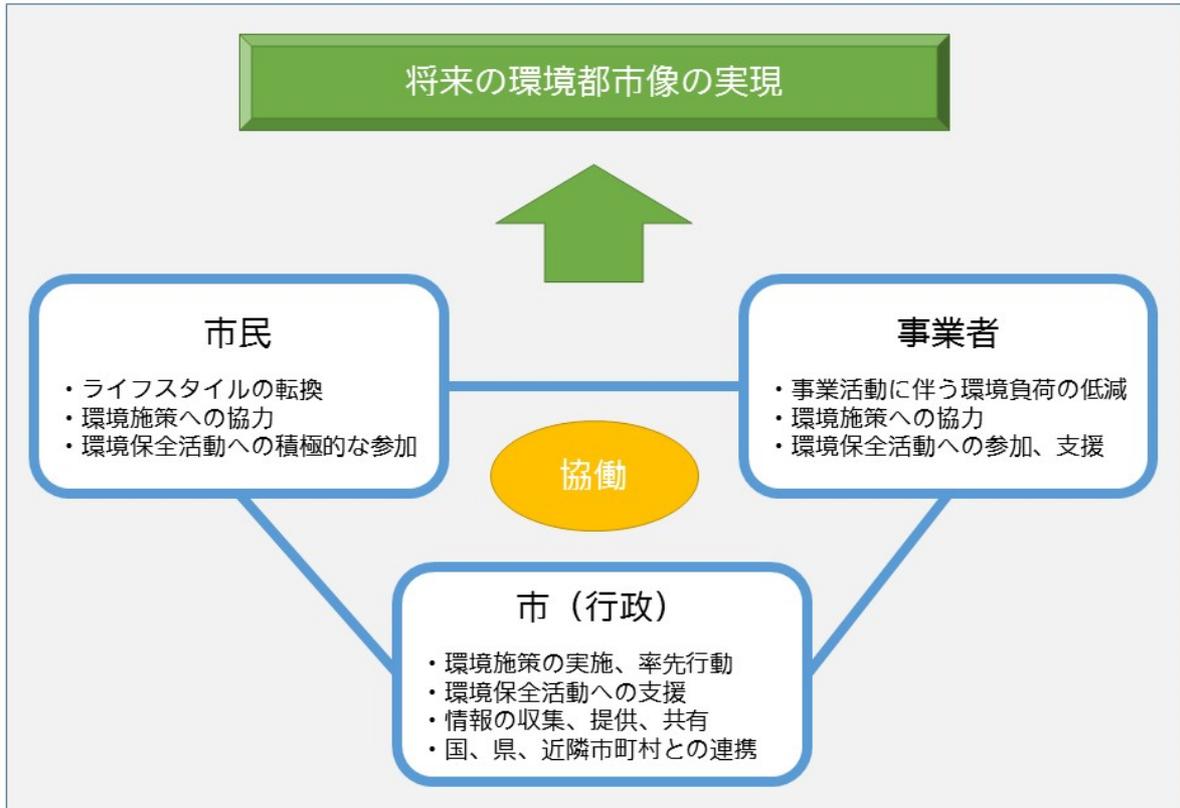


図1-2 各主体の役割

**コラム**

芭蕉の「奥の細道」の昔から伝統的な花として親しまれ、清楚な趣をそなえた、心にうるおいを与えるまちづくりにふさわしい花です。



郡山市の花 ハナカツミ



郡山市イメージキャラクターの「がくとくん」と妹の「おんぷちゃん」